

平成17年7月14日

各位

マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社  
代表取締役社長 CEO 松本 大  
(コード番号 8698 東証マザーズ)

## 「マネックスナイター」による「特別売買」開始のお知らせ

当社子会社のマネックス・ビーンズ証券株式会社(以下、「マネックス・ビーンズ証券」)は、金融庁の認可を受けて開設している私設取引システム(以下、「PTS」)を通じて、取引所の売買取扱時間外である夜間に取引ができるサービス「マネックスナイター」をお客様に提供しています。これは夜間に株式取引をしたいという幅広い個人投資家の要望に応えて開始したもので、平成13年1月より本日まで継続して運営してきた実績のある、個人向け唯一のPTSです。

従来、「マネックスナイター」の売買価格は所定の取引所における終値等としておりましたが、今般、金融庁の認可を得て、以下のいずれかの場合、特定の銘柄について終値等の上下7%の範囲内でマネックス・ビーンズ証券が決定する価格を当日の「マネックスナイター」における取引価格とすることが可能になりました。

### 「特別売買」の場合

特定の銘柄について、マネックス・ビーンズ証券が定める条件を満たしたお客様から特別価格による売買(以下、「特別売買」)のご要望があった場合

### その他の場合

取引所市場においてストップ高またはストップ安となった銘柄について、「マネックスナイター」においても需給が偏り、約定が成立する可能性が低いとマネックス・ビーンズ証券が判断した場合

今回の認可を受け、まずは適格機関投資家から特別売買の要望があった場合に、取引所における終値等の上下7%の範囲内でマネックス・ビーンズ証券が決定する価格で特別売買を実施する予定です。当初は、ゴールドマン・サックス証券会社がこの特別売買の実施に協力し、「マネックスナイター」における特別売買の活性化に貢献していただける予定となっています。

夜間における株式取引に対する個人投資家からの関心は更に高くなっています。一方、適格機関投資家にとって、個人投資家との接点の追求は、やはり関心の高い分野です。「マネックスナイター」での特別売買を通じて、従来より妙味のある投資機会をマネックス・ビーンズ証券のお客様に提供することにより、適格機関投資家と個人投資家の架け橋として、我が国の資本市場の発展に貢献していく所存です。

以上

【お問合せ先：マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社 CEO室 広報・IR担当 金井 03-6212-3750】